

宮内省

昭和十一年一月一日付

文部大臣 森田 勇典

宗務寮 森田 勇典

昭和十一年 一月 一日

寺の管の並置を發し、本人に交付せしむ

一、並置の並置を發し、本人に交付せしむ

丙 癸 第一三六二號

一二三

立案 昭和 年 月 日

決裁 昭和 年 月 日

地位

宗務寮 總裁

宮内事務官

運輸大臣 村上 義一 叙位ノ件

勅授

昭和十一年一月三十日
登記 月 日
報告 月 日

宮内省

一八

重饒大司林土養一姪立、

光緒卅一年 庚午日 八月初四日

立齋開味平旦日

運輸大臣村上義一叙位ノ件
右謹テ裁可ヲ仰ク

右謹テ裁可ヲ仰ク

昭和二十一年一月三十日

內閣總理大臣男爵幣原喜重郎

人閣第四七號

案起

昭和三十一年一月二十六日

裁可

昭和

廿年

一

三十

日

施行

昭和

年

月

日

内閣總理大臣

長

内閣書記官長

内閣書記官

内閣書記官

内閣書記官

内閣書記官

叙從三位

正四位 村上 義一

叙從三位
昭和三十一年一月二十日
親任
官運輸大臣正四位村上義一

内閣

内閣

徐三外
昭和三十二年七月五日
重利大目五外林上義一

丙 發第一三五七號

一徒三位 村上義一外六名

右の者の位記を送りますから本人に交付せられたい

昭和二十二年 七月 七日

宗秩寮總裁侯爵 松平 康昌

内閣官房長官 西尾 末廣殿

昭和二十二年二月一日付定期叙位

官 内 省



宮内省

昭和二十一年二月一日付

内閣府長官 西岡 未廣 様

宗廟寮縣鑑封簡 御平 銀 昌

昭和二十一年 二月 八 日

本日の香の立席を致しよすに本人に交付せし外に
一 式三並 林上義一 代六式 神大目五 林上義一

丙 登 第 三 立 文 鑑



立案 昭和 年 月 日
決裁 昭和 年 月 日

特位

宗廟寮鑑封簡



宮内事務官



文部大臣 安倍能成 外一名 叙位ノ件

三七

昭和二十一年一月十二日
官報記入 一月三日官報
二月一日

官 内 省